

農業水利施設保全合理化事業実施要領

平成25年2月26日付け24農振第1932号
最終改正 平成26年3月28日付け25農振第2173号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農村振興局長

第1 農業水利施設保全合理化事業の実施に関しては、農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容

1 要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のアに掲げる事業（以下「指導事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農地集積促進事業の啓発普及
- (2) 農地集積促進事業の実施状況の確認及び報告
- (3) 農地集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
- (4) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う調査・調整事業（要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）又は市町村が行う中心経営体農地集積促進事業（要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）若しくは耕地利用高度化推進事業（要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

2 指導事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の前々年度から要綱第6の1の整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、農業水利施設等整備事業の完了後には、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

3 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係農家の意向調査活動
- (2) 土地利用調整活動
- (3) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

- (4) 農業機械の利用再編に関する活動
 - (5) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
 - (6) 農業生産法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
 - (7) その他農用地流動化に関係する調査・調整活動
- 4 調査・調整事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- 5 中心経営体農地集積促進事業は、中心経営体への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。
- 6 耕地利用高度化推進事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
 - (2) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - (3) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - (4) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - (5) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - (6) 転作後に必要な田面整地作業
 - (7) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- 7 耕地利用高度化推進事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- 8 要綱別表の区分の欄の3の水利用再編促進事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。なお、次に掲げる(2)及び(3)にあっては、(1)と併せて一体的に実施するものとする。
- (1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備
 - ア 用水の需要調査
 - イ 試験通水等による協議、操作管理等調整
 - ウ 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備
 - エ 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備
 - (2) 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備
 - ア 浄化水路整備
 - イ 曝気施設等の浄化施設整備
 - (3) 用水の利活用に必要な施設整備
 - ア 環境との調和に配慮した水路整備
 - イ 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備
 - ウ その他用水の利活用に必要な施設整備
- 9 水利用高度化推進事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 地域用水機能増進計画の策定
 - 地域用水機能増進計画は、次に掲げる事項について別記様式第8号により作成するものとする。
 - ア 地域の概要

イ 地域用水機能を増進させるための配水計画、維持管理計画

ウ 関係機関との連絡調整や啓蒙普及活動等の内容を定めた地域用水機能増進支援体制整備計画

エ 地域用水機能増進支援活動計画

(2) 地域用水機能増進支援活動

事業内容は、地域用水対策協議会の運営、地域用水機能増進情報整備、関係機関との連絡調整、事業推進活動等とする。

(3) 地域用水機能増進活動

事業内容は、地域用水機能の増進のために行う配水操作、維持管理、水質管理等とする。

(4) (3)を補完する施設等の改修整備

事業内容は、チェックゲートの設置、農業用排水施設の補修その他地域用水機能の増進に必要な施設等の改修整備とする。

10 施設計画策定事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施計画策定

農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) 水管理方法の技術的検討

(3) 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び、魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成

(4) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

11 管理省力化施設整備事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

12 機能保全計画策定事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。）。事業実施主体は、機能保全計画を次に掲げる事項について別記様式第11号により作成するものとする。

ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

ウ 劣化原因究明のための構造物の監視

エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

(2) 事業実施主体が都道府県である場合は、策定された機能保全計画内容に関する情報の集約の推進を図るとともに、当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系下にある施設に係るものについては、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）に情報提供を行うものとする。

第3 事業の採択要件

1 要綱第4の2の(1)のアの「地域」とは、次の事項が要綱第6の2の(1)の水利用調整事業計画に定められている地域をいう。

- (1) 地域の営農特性
- (2) 農家戸数及びその経営規模
- (3) 今後の営農形態の変化及び農家の見通し状況
- (4) 農業水利施設における土砂、ゴミ等の堆積状況
- (5) 農業水利施設における維持管理作業の内容とその費用

2 環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあって農村振興局長が別に定める要件とは、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 河川管理者や関係機関（都道府県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等をいう。以下同じ。）により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。
- (2) 事業計画区域が、田園環境整備マスタープラン（「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）」に定めるものをいう。以下同じ。）の環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること、又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。

3 消流雪用水を取得する場合にあって農村振興局長が別に定める要件とは、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。
- (2) 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。

4 要綱第4の2の(2)の「農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会」は、土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）は、事業の区域に1つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会を設置するものとする。

- (1) 事業実施主体
- (2) 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）
- (3) 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）
- (4) 都道府県
- (5) 都道府県土地改良事業団体連合会
- (6) その他土地改良区等が必要と認める者

5 地域用水対策協議会の活動は、次に掲げる内容を主たるものとする。

- (1) 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整
- (2) 土地改良区等が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

第4 事業の実施手続き

要綱第5の事業採択申請書は別記様式第1号、事業採択通知書は別記様式第2号によ

るものとする。

第5 計画の作成

- 1 要綱第6の1の(1)の整備計画は別記様式第3号によるものとする。
- 2 要綱第6の2の(1)の水利用調整事業計画は別記様式第4号、事業計画概要書は別記様式第5号によるものとする。
- 3 要綱第6の2の(2)の水利用高度化推進事業計画は別記様式第6号、地域用水機能増進基本計画は別記様式第7号によるものとする。
- 4 要綱第6の2の(3)の施設計画策定事業計画は別記様式第9号によるものとする。
- 5 要綱第6の2の(4)の管理省力化施設整備事業計画は別記様式第10号によるものとする。

第6 計画の変更

要綱第7の2の変更計画報告書は別記様式第12号によるものとする。

第7 助成

- 1 指導事業の助成は、農業水利施設等整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 2 調査・調整事業の助成は、3の限度額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 3 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。
 - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
 - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
 - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 4 中心経営体農地集積促進事業の助成は、5の限度額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 5 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、農業水利施設等整備事業の総事業費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 中心経営体農地集積率が35%以上45%未満の場合にあつては、0.035
 - (2) 中心経営体農地集積率が45%以上55%未満の場合にあつては、0.045
 - (3) 中心経営体農地集積率が55%以上65%未満の場合にあつては、0.055
 - (4) 中心経営体農地集積率が65%以上75%未満の場合にあつては、0.065
 - (5) 中心経営体農地集積率が75%以上の場合にあつては、0.075
- 6 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業水利施設等整備事業の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

第8 事業達成状況の報告

- 1 農業水利施設等整備事業の達成状況の報告は、整備計画に定める目標年度の3月末

日までに、別記様式第13号により行うものとする。

- 2 水利用調整事業の達成状況の報告は、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第14号により行うものとする。
- 3 水利用高度化推進事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第15号により行うものとする。
- 4 施設計画策定事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第16号により行うものとする。
- 5 管理省力化施設整備事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第17号により行うものとする。
- 6 機能保全計画策定事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第18号により行うものとする。

第9 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合には、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより、固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認される地区については、この限りでない。

第10 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

- 1 農業生産法人等 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人並びに3の（1）のウに定める農業水利施設等整備事業の完了までに農業生産法人又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。
- 3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。
 - （1）農業者（農業生産法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること)。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者(農業後継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 農業水利施設等整備事業の完了時における経営等農用地の面積(農業生産法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積)が、おおむね3.5ヘクタール(露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積)を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長等の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、要綱第6の1により都道府県が作成する整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、整備計画の目標年度は、農業水利施設等整備事業の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、農業水利施設等整備事業の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 整備計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。)又は次に掲げる全ての要件を満たす組織(以下「特定農業団体等」という。)であることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生

産法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、事業実施地区に係る市町村の農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想（以下「市町村基本構想」という。）において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稲については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農業生産法人を除く。）の場合

整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置づけられていること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

第11 継続地区に係る特例

「農業水利施設保全合理化事業実施要綱の一部改正について」（平成26年2月6日付け25農振第1892号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農業水利施設保全合理化事業実施要綱第5に基づき、平成25年度補正予算（第1号）の成立日前に採択された地区又は平成26年度採択を希望して平成25年11月末日までに事業採択申請書等を提出した地区にあつては、第7の規定にかかわらず、「農業水利施設保全合理化事業実施要綱の一部改正（平成26年2月6日付け25農振第1893号農村振興局長通知）による改正前の高度経営体農地集積促進事業の助成の限度額とすることができる。

附則 農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成26年度採択を希望し、平成25年11月末までに事業採択申請書等を提出した地区については、第5の事業採択申請書等が提出されたものとみなす。

(別記様式第 1 号)

番 号
年 月 日

北海道にあつては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名 印

農業水利施設保全合理化事業採択申請書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第 5 の 1 の規定により、下記のとおり平成〇〇年度新規事業を実施したいので採択されたく、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 計画等
2. その他

記

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総事業費	備 考 <small>(要綱別表の番号)</small>
				百万円	

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

農業水利施設保全合理化学業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
農林水産省農村振興局長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、審査の結果、
適当と認められることから、事業実施地区として採択することとしたので、農業水利施設保全合理
化学業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号）第5の2の規定に基づき通知する。

記

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総事業費	備 考 <small>(要綱別表の番号)</small>
				百万円	

(別記様式第3号)

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

1 地区の現況

都道府県名		地区名		受益面積		所在地	
地形・地質	土壌・気象						
地域農業概要	専兼業別農家戸数	専業		1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得(平成 年)
							農業所得 千円
	1戸当たり平均耕地面積(ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得 千円
							計 千円
	主要作物作付面積	作物名					延作付面積(ha)
作付面積(ha)							
単位収量(kg/10a)							
地域指定等							

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の現状と課題				
農用地の集積目標等	利用集積率 ○○%→○○% 集積団地要件の定義：○ha以上			
地域農業の振興方向と整備方針				

6 農地集積促進事業の概要

要綱別表の区分の欄 の2の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：要綱別表の区分の欄の2の農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合は各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

7 中心経営体への農地集積計画

区 分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の利用集積面積 (ha)				中心経営体 集積率(%) B/A	助成割合 (%)
		B	中心経営体の所 有面積(ha) C	中心経営体の使 用収益権面積 (ha) D	中心経営体の基 幹3作業受託面 積(ha) E		
事業実施前 (○年度)							
整備事業完了時 (○年度)							
要件達成確認時 (○年度)							
目標年度 (○年度)							

注1：要綱別表の区分の欄の2の(2)中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：複数の中心経営体に集積する場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(別記様式第4号)

水利用調整事業計画

第1章 地域と農業水利施設等の概要

第1節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

第2節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

第3節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

第2章 事業の基本方針

第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

第2節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

第3節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整及び施設整備の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

第3章 事業計画の内容

第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

第5節 施設等の予定管理方法

本事業及び関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

(別記様式第5号)

水利用調整事業計画概要書

都道府県名	地区名	関係市町村				事業実施主体		事業概要				
水系河川名						工 期		総事業費		千円		
現況土地改良施設の整備状況	事業名						取得・再生する用水(想定)	目的				
	事業主体							水利権者				
	工 期							水利施設				
	受益面積(ha)	水 田	畑	樹園地	その他	計		施設財産所有者				
								施設管理者				
	受益戸数							その他事項(通水量、期間等)				
	農用水利施設	施設名	数 量	財産者	管理者	諸元等	負 担 区 分 (千円)					
							区 分	国費	県費	市町村	その他	計
		用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備										
	既得水利権	水利権者					農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備					
水利施設						用水の利活用に必要な施設整備						
許可期間						計						
最大通水量(m³/s)												
水利権調整状況						施設整備内容	施設名	数 量	事業費(千円)	諸 元 等		
図 面 等	1. 計画位置図 2. 一般計画平面図 3. 計画用排水系統図											

注：水利用調整事業計画概要書と併せて、下記のア、イに該当する書類を添付するものとする。

ア 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画

イ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

(別記様式第6号)

水利用高度化推進事業計画

		農政局名		都道府 県名	
土地改良区名	所在地	受益面積	関係市町村名		
現況の地域用水機能の概要					
目標とする地域用水機能の概要					
事業 内 容	①地域用水機能増進計画策定				
	②地域用水機能増進支援活動				
	③地域用水機能増進活動				
	④施設等の補修整備				
備 考					

(別記様式第7号)

地区名	地区
作成年月	年 月

地域用水機能増進基本計画

〇〇地区

平成 年 月
〇〇県〇〇土地改良区(市町村)

<地域用水機能増進基本計画 目次>

- 1 地区概要表
- 2 地域の所在及び現況
 - (1) 所在
 - (2) 地域の概要
 - ①地域の地勢及び社会条件
 - ②市町村等における地域開発等の方向
 - (3) 農業用水の成立過程
 - ①農業用水の歴史的経緯
 - ②整備状況
 - (4) 現況の地域用水機能
 - ①地域用水機能の概要
 - ②施設タイプごとの地域用水機能の概況
 - ③管理体制
- 3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
 - (1) 基本方針
 - (2) 高度化する機能ごとの基本的考え方
- 4 施設の整備及び維持管理等の方策
 - (1) 施設の整備計画
 - (2) 配水操作計画
 - ①基本的考え方
 - ②配水操作計画
 - (3) 施設の維持管理
 - ①基本的考え方
 - ②維持管理計画
- (4) 水質管理
 - ①基本的考え方
 - ②水質管理計画
- (5) 目標とする管理体制
- (6) 支援体制の確立
 - ①地域用水対策協議会
 - ②地域用水機能の啓蒙普及の考え方
 - ③支援組織の考え方
 - ④その他
- 5 事業実施計画
 - (1) 事業実施計画
 - (2) 指標等
 - ①地域用水機能存在指標(現況)
 - ②地域用水機能増進指標(現況及び計画)
- 6 関連事業
- 7 添付図面
 - (1) 地域用水環境整備現況図
 - (2) 地域用水機能増進構想図
 - (3) 地域用水機能効果算定図(現況)
 - (4) 地域用水機能効果算定図(計画)

地域用水機能増進基本計画

1 地区概要表

都道府県名							地区名				地域用水機能の活性化のための方策	地域用水機能	現況			
関係市町村名												地域用水機能	目標			
地域の概要	地理的条件											施設整備				
	農業状況												配水操作			
計画対象面積	全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考						維持管理				
		ha	ha	ha	ha	ha							機能の増進	存在要件		
人口・戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数							増進効果				
	実数															
	構成比															
農業基盤整備状況												備考				

2 地域の所在及び現況

(1) 所在地

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

①地域の地勢及び社会条件

②市町村等における地域開発等の方向

(3) 農業用水の成立過程

①農業用水の歴史的経緯

②整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容

(4) 現況の地域用水機能

①地域用水機能の概要

(2) 配水操作計画

①基本的考え方

区分	配水体制	配水操作
平水年		
渇水年		

②配水操作計画

施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		配水操作の概要			配水管理者	備考
		現況	目標	施設の概要	操作内容			
					平水年	渇水年		

(3) 施設の維持管理

①基本的考え方

②維持管理計画

施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		維持管理計画		維持管理者	備考
		現況	目標	施設の概要	管理内容		

(4) 水質管理

①基本的考え方

②水質管理計画

施設	機能の増進目標		水質管理計画		水質管理者	備考
	現況	目標	施設の概要	管理内容		

(5) 目標とする管理体制

(6) 支援体制の確立

①地域用水対策協議会

②地域用水機能の啓蒙普及の考え方

③支援組織の考え方

--

④その他

--

5 事業実施計画

(1) 事業実施計画

- ア. 事業実施主体
- イ. 総事業費
- ウ. 予定工期
- エ. 予定費用負担割合

(2) 指標等

①地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長 (m)	存在割合 (%)	地域用水機能存在延長 (m)					備考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
〇〇用水路	〇〇〇支線	1,000	40	100	200	150	100	400	(記入例)
合	計								

注1：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。
 注2：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

②地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹・支線名	地域用水 機能名	機能 番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価													備考
				評価値				係数				算定値					
				アクセス 指標 A	水路状況 指標 B	水位変動 指標 C	水質 指標 D	延長 a	戸数 n	密度 a'	換算 a*a'	アクセス 指標 A*a*a'	水路状況 指標 B*a*a'	水位変動 指標 C*a*a'	水質 指標 D*a*a'	計	
〇〇幹線	〇〇支線	防火用水	防-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
〇〇幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
〇〇幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合	計																
	景観保全																
	流雪用水																
	防火用水																
	生活用水																

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水機能増進構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
- (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

(別記様式第8号)

地区名	地区
作成年月	年 月

地域用水機能増進計画 〇〇地区

平成 年 月
〇〇県〇〇土地改良区(市町村)

<地域用水機能増進計画 目次>

- 1 地域の概要
 - (1) 関係市町村
 - (2) 地域の概要
 - (3) 地域用水機能の現況
- 2 地域用水機能を増進させるための活動計画
 - (1) 農業用水節水計画
 - (2) 地域用水配水計画
 - (3) 地域用水管理計画
 - ①施設維持管理
 - ②水質管理計画
- 3 地域用水増進支援体制整備計画
 - (1) 地域用水対策協議会
 - ①連絡調整
 - ②啓蒙普及
 - (2) 活動支援
- 4 その他

地域用水機能増進計画

1 地域の概要

(1) 関係市町村

--

(2) 地域の概要

--

(3) 地域用水機能の現況

--

2 地域用水機能を増進させるための活動計画

(1) 農業用水節水計画

--

(2) 地域用水配水計画

① 基本的考え方

区分	配水体制	配水操作
平水年		
渇水年		

② 配水操作計画

整理番号	機能の類別	機能の増進目標		配水操作計画			配水管理者
		現況	目標	施設の概要	操作内容		
					平水年	渇水年	

③ 配水操作体制

平水年	渇水年

(3) 地域用水管理計画

① 施設維持管理

ア. 基本的な考え方

--

イ. 施設維持管理計画

整理番号	機能の類別	機能の増進目標		維持管理計画		維持管理者
		現況	目標	施設の概要	管理内容	

ウ. 管理体制

②水質管理計画

3 地域用水機能増進体制

(1) 地域用水対策協議会

①組織構成

②連絡調整活動

③支援活動

④その他

(2) 活動支援

4 その他

(別記様式第9号)

施設計画策定事業計画

地区名		県名		計画主体		備考
所在地		工期				※注3
調査目的						
調査概要	※注1					
地域等の状況	※注2					
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担(千円)			
			国費	県費	市町村費	計

※注1) 要領第2の10の(3)については、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注2) 要領第2の10の(3)については、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注3) 要領第2の10の(1)～(4)の番号を記載する。

(別記様式第10号)

管理省力化施設整備事業計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県 関係市町村	工期
農用地の集積方針			
事業の必要性			
事業の内容			事業費 (千円)
全 体 額 (千円)			
備 考			

(別記様式第11号)

地区名	地区
機能保全計画	
平成 年 月 〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村	

<機能保全計画 目次>

1. 施設現況調書
 - (1) 事業の状況
 - ①完了地区、②実施中の地区
 - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
 - (1) 施設機能診断調査
 - (2) 施設機能診断評価
3. 対策工事
 - (1) 対策工法
 - (2) 対策時期
 - (3) 機能保全コスト算定
 - (4) 施設機能監視計画

(別記様式第12号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農業水利施設保全合理化事業変更計画報告書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第7の2の規定により、下記地区について、農業水利施設保全合理化事業の計画変更を行ったので、変更計画を添えて報告いたします。

1. 変更計画
2. その他

記

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総事業費	備 考 (要綱別表の番号)
				百万円	

(別記様式第13号)

番 号
年 月 日

北海道にあっては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名 印

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 整備事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、農地集積促進事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の名称を記入する。

(2) 農地集積促進事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

(3) 中心経営体への農地集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の利用			中心経営体 集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
			中心経営体の所 有面積 (ha) C	中心経営体の使 用収益権面積 (ha) D	中心経営体の基 幹3作業受託面 積 (ha) E		
事業実施前							/
計画	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで							/

上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 集積促進整備計画等目標年度

注1 : 中心経営体農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2 : 複数の中心経営体を育成している場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(別記様式第14号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 〕

都道府県知事名 印

平成〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業実施内容及び水利用調整事業計画の変更事項
3. 用水の水利使用に係る調整状況
4. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
計				

(別記様式第15号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇土地改良区理事長 名 } 印
〇〇市町村長 名 }

水利用高度化推進事業達成状況報告書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 地域用水機能増進割合の達成状況

	当初	計画	現況	達成率
地域用水機能増進割合(%)				

3. 諸活動等実施状況の概要

活動項目	活動内容	備考

(別記様式第16号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 }
市町村長名 } 印
土地改良区理事長名 }

施設計画策定事業達成状況報告書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業達成状況の概要

事業の種類	実施結果	備考

※調査範囲に変更があつた際は、位置図を添付すること。

(別記様式第17号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 }
市町村長名 } 印
土地改良区理事長名 }

管理省力化施設整備事業達成状況報告書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業達成状況の概要

事業の内容	実施結果	備考

(別記様式第18号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名
市町村長名
土地改良区理事長名 } 印

機能保全計画策定事業事業達成状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があつた〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 機能保全計画策定施設調書

(施設一覧^{※1})

施設名	造成年度	種類 ^{※2}	規模 ^{※3}	水路延長 ^{※4}	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること

※2：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

※3：規模とは、ダムは貯水量(千 m^3)、頭首工は取水量(m^3/s)、用水機場及び排水機場は揚水量(m^3/s)、樋門及び水路は通水量(m^3/s)

※4：水路延長とは、水路の場合は延長(km)、水路以外は空欄

(施設数計)

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km